

- 第十一節 森林保険特別会計（第百五十条―第百五十七条）
- 第十二節 国有林野事業特別会計（第百五十八条―第百七十一条）
- 第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第百七十二条―第百八十一条）
- 第十四節 貿易再保険特別会計（第百八十二条―第百九十二条）
- 第十五節 特許特別会計（第百九十三条―第百九十七条）
- 第十六節 社会資本整備事業特別会計（第百九十八条―第百九十九条）
- 第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条―第二百二十一条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置するとともに、その目的、管理及び経理について定めることを目的とする。

（設置）

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計
- 二 地震再保険特別会計
- 三 国債整理基金特別会計
- 四 財政投融资特別会計
- 五 外国為替資金特別会計
- 六 エネルギー対策特別会計
- 七 労働保険特別会計
- 八 年金特別会計
- 九 食料安定供給特別会計
- 十 農業共済再保険特別会計
- 十一 森林保険特別会計
- 十二 国有林野事業特別会計
- 十三 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
- 十四 貿易再保険特別会計
- 十五 特許特別会計
- 十六 社会資本整備事業特別会計
- 十七 自動車安全特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二節 予算

（歳入歳出予算計算書等の作成及び送付）

第三条 所管大臣（特別会計を管理する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、毎会計年度、その管理する特別会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予算計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み並びに当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては当該事業の計画及び進行状況その他当該国庫債務負担行為の執行に関する調査

- 二 前々年度末における積立金明細表
- 三 前々年度の資金の増減に関する実績表
- 四 前年度及び当該年度の資金の増減に関する計画表
- 五 当該年度に借入れを予定する借入金についての借入れ及び償還の計画表
- 六 前各号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出予算計算書等に添付しなければならないとされている書類

（歳入歳出予算の区分）

第四条 各特別会計（勘定に区分する特別会計にあつては、勘定とする。次条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項及び第三項を除き、以下この章において同じ。）の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつてはその目的に従つて項に、それぞれ区分するものとする。

（予算の作成及び提出）

第五条 内閣は、毎会計年度、各特別会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の予算には、歳入歳出予算計算書及び第三条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

（弾力条項）

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であつて、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五条第二項から第四項まで及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第二項中、各省各庁の長は、予備費の使用」とあるのは、「所管大臣（特別会計を管理する各省各庁の長をいう。次条第一項において同じ。）は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費使用書」とあるのは、「経費増額書」と、同条第四項中「予備費使用書」とあるのは、「経費増額書」と、当該使用書」とあるのは、「当該増額書」と、同法第三十六条第一項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは、「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第二項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは、「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費を以て支弁した」とあるのは、「前項の」と、各省各庁」とあるのは、「各特別会計」と読み替えるものとする。

第三節 決算

（剰余金の処理）

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。